

第4回定例会

今金町議会平成30年第4回(12月)定例会は、会期を12月12日～13日までの2日間と決め、町長行政報告、固定資産評価審査委員会委員の選任、条例の一部改正、協定の一部を変更する協定書の締結、町道路線の変更、平成30年度各会計補正予算、意見案について慎重審議し、会期を1日残して閉会しました。

●今金町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○平成31年1月25日をもって任期満了となる同委員の後任に引き続き、高島好治氏を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるもの。(原案同意)

●今金町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例制定について

○平成30年8月10日付け、人事院の給与勧告がなされ、一般職員の期末・勤勉手当が引き上げられることに伴い、今金町議会議員の特別給を一般職員と同月数とするることについて、平成30年11月20日開催の今金町特別職報酬等審議会に諮問し、諮問どおりの答申があったことから、本条例の一部改正を行うもの。(原案可決)

●今金町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

○平成30年8月10日付け、人事院の給与勧告に基づく一般職員給与改定に伴い、特別職の期末手当の引き上げを平成30年11月20日開催の今金町特別職報酬等審議会に諮問し、諮問どおり答申をえたことから、所要の改正を行なうため、本条例の一部改正を行うもの。(原案可決)

●今金町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

○月例給、期末等手当、宿日直手当について、平成30年8月10日付け人事院の給与勧告等に基づく所要の改正を行なうため、本条例の一部改正を行なうもの。(原案可決)

●今金町職員旅費支給条例の一部を改正する条例制定について

○災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定に基づき、胆振東部地震の影響による被災地市町村への職員派遣をはじめ、今後の要請に対しても本町業務に支障のない範囲で対応し、かつ、派遣職員の一定期間の臨時的負担等が伴うことから、日当に災害被災地3,970円の追加を行うため、本条例の一部改正を行なうもの。(原案可決)

●定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書の締結について

○函館市との間において定住自立圏形成協定を締結するため、地方自治法第96条第2項の規定による今金町定住自立圏協定の議決に関する条例の規定により、議会の議決を求めるもの。(原案可決)

●町道路線の変更について

○国営緊急農地再編整備事業今金北地区の区画整備に伴い、効率的な土地利用を図るため、農地の大区画化と用排水路等の農業施設の整備によって、町道稲穂支線が延長増加となることから、道路法第10条第2項及び第3項の規定に基づき、町道路線を変更するもの。(原案可決)

●防災用備蓄品(避難所用品)購入契約の締結について(原案可決)

●総合体育館備品(スポーツ器具等)購入契約の締結について(原案可決)

●総合体育館備品(トレーニング機器等)購入契約の締結について(原案可決)

●平成30年度各会計補正予算（歳出）

平成30年度予算（一般会計）		
今回補正額		3,043万9千円追加
補正後の額		69億7,887万2千円
補正予算の 主な内容	○公共施設整備基金積立金	380万8千円追加
	○賃貸住宅整備促進支援事業補助金	167万2千円追加
	○住宅リフォーム助成事業補助金	700万0千円追加
	○マイホーム取得奨励金交付金	550万0千円追加
	○あったからんど源泉上屋建設・設備工事外	445万5千円減額
	○産業基盤整備促進支援事業補助金	417万4千円追加
	○農地耕作条件改善工事外	2,400万0千円追加
	○緑団地町営住宅屋根・外壁塗装工事外	237万6千円減額
	○今金中学校改築基本計画設計業務委託料	1,250万0千円追加
平成30年度予算（特別会計・7会計）		
今回補正額		1,953万5千円減額
補正後の額		32億6,982万円
補正予算の 主な内容	○国民健康保険特別会計事業勘定	35万2千円追加
	○後期高齢者医療特別会計	22万6千円減額
	○介護保険特別会計	213万4千円追加
	○介護老人保健施設特別会計	77万1千円減額
	○国民健康保険特別会計施設勘定	1,999万9千円減額
	○簡易水道事業特別会計	75万2千円追加
	○公共下水道事業特別会計	177万7千円減額

◆下記の意見案を可決し、関係大臣へ平成30年12月13日付けで送付しました。

日米物品貿易協定交渉に関する意見書

北海道農業は、専門的な農家などが主体となり、重要品目である米・麦、大豆、てん菜、馬鈴しょ、牛肉・豚肉、乳製品などを中心として、安全で安心な農畜産物の安定供給を図っている。加えて、地域の製粉工場、製糖工場やでん粉工場、乳製品工場などと密接な関係のもと、地域経済・社会を支える基幹産業として重要な役割を果たしている。

しかし、農産物輸出大国との経済連携交渉が北海道農業に大きな影響を及ぼしており、日豪EPAを上回るTPP11、それを超える日EU・EPAへと、自由化ドミノのように農畜産物の市場開放が次々に進められている。多くの国民や農業者の懸念事項が払拭されないまま、TPP11協定は本年12月30日に発効し、日EU・EPA協定も来年2月に発効される見通しとなっている。

こうした中、米国政府が検討していた輸入自動車25%の追加関税を見送る代償として、新たに二国間による物品貿易協定交渉の開始に合意したことは、一層の農畜産物の市場開放へと繋がる恐れがある。重要農畜産物の多くを抱える北海道は農業への甚大な影響に加え、取り巻く地域経済にも多大な影響が危惧されるため、地域住民や農業関係者などからは強い懸念の声があがっている。

よって、国は米国との物品貿易協定交渉に当たっては、次の事項について十分配慮するよう強く要望する。

記

1. 日米物品貿易協定交渉は、TPP水準を交渉のベースとしているが、米国政府の強硬姿勢によって、更なる高い水準での農畜産物関税の削減・撤廃等を求められる恐れがあることから、毅然とした姿勢を貫き、安易な農畜産物関税協議は行わないこと。

【送付先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、外務大臣、経済再生担当大臣あて。